

松 山 大 学 論 集  
第 26 卷 第 6 号 抜 刷  
2 0 1 5 年 2 月 発 行

## 地域福祉と地域組織化

松 原 日 出 子

# 地域福祉と地域組織化

松 原 日 出 子

## 1. は じ め に

韓国では1997年に起こった通貨危機によって、為替レートの下落、企業リストラの進行による失業率の上昇と急激な景気後退が起こった。それ以降、職場の安定や終身雇用は影を潜め、非正規雇用問題や格差問題が韓国の中心的な社会問題となっている。またこの時期から、韓国では少子・高齢化が日本に勝るスピードで急進行している。高齢化率が7%から14%に達するのに日本は24年(1970~1994年)を要したが、韓国は18年(2000年~)で到達する見込みである。さらに、高齢化率14%から20%に達するのに日本では12年(1994年~2006年)要したが、韓国は8年で到達すると予測されている。一方の少子化の推移を見ると、韓国の合計特殊出生率は1970年の4.53から、1980年の2.83、1990年の1.60、2000年の1.47と世界に例を見ない速さで低下しており、2012年には1.30を記録している。当然のように世帯構成も変動しており、平均世帯人員は1975年の5.1人から2000年の3.1人まで減少している。加えて、韓国社会の現状を記す上で特記しておくべきことは、都市への人口集中である。韓国の総人口(2013年現在)約5,022万人のうち、首都ソウル市の人口が約992万6,000人、人口第二位の釜山広域市の人口が約342万6,000人であり、この2つの都市をはじめとする首都圏に居住する人口は約2,135万4,000人と、全人口の約半分を占める。人口集中が進むに伴って韓国の人々の生活は急変しており、以前あった地域の互助ネットワークが崩壊しつつある一方、世帯規模の縮小や、急速な少子・高齢化により生活レベルのニーズは格段

に増えている。それゆえに、新たな観点から国民の生活を支える「地域」を新たな視点から創生していかなければならないという喫緊の課題が伏在していることは明らかである。

今回本稿では、韓国の第二の都市である釜山広域市を舞台としてホームレス支援を実践しているセンターの様々な取組に注目しながら、センターがどのような観点から支援を行い、また地域組織化を目指しているかについて述べていきたい。

具体的な記述に移るまえに、釜山広域市の都市特性を簡単に確認しておきたい。釜山広域市は幹半島の東南端に位置する人口第2位の都市であり、且つ大韓民国第一の港湾・海洋観光の中心都市である。釜山港は1876年に国際貿易港として開港以来順調に発展を続け、現在では輸出コンテナ物動量が世界の5大港湾都市に数えられるまで成長してきた。同市の高齢化率は12.4%、失業率は4.0%（いずれも2012年現在）である。

## 2. 韓国におけるホームレスの動向

まず、韓国におけるホームレス問題の現況について概観したい。韓国保健福祉部の調査によれば、2011年8月現在の露宿人<sup>1)</sup>の総数は1万3,993人である。その内訳として、路上露宿人2,689人、応急寝床<sup>2)</sup>利用者508人、露宿人休息所利用者2,636人、浮浪人<sup>3)</sup>福祉施設利用者8,160人となっている。この人数を人口1万人あたりに換算すると、路上露宿人は0.6人、浮浪人福祉施設利用者は1.8人、露宿人の総数で見ると3.0人に相当する。今回我々が注目する釜山広域市について見ると、同市の路上露宿人は210人、応急寝床30人、露宿人休息所247人、浮浪人福祉施設109人の計596人である。先程と同様に、この人数を人口1万人あたりに換算すると、路上露宿人は0.6人、浮浪人福祉施設利用者は0.3人、露宿人の総数では1.7人に相当する。全国数値との比較からわかるように、浮浪人福祉施設利用者の割合が相対的に少ないことが釜山広域市の特徴のひとつとなっている。

次に、路上露宿人の一般の属性及び生活状況の特徴をみてみたい。

まず性別については、統計で把握されている韓国の路上露宿人2,689人のうち、男性は2,473人(91.9%)、女性は201人(7.5%)、性別不明が15人である。釜山広域市の場合も210人のうち女性は21人に過ぎず、圧倒的に男性が多いことがわかる(表1)。

表1 韓国の露宿人数(2011年8月現在) (単位:人)

種類	男性	女性	不明	計
路上露宿人	2,473	201	15	2,689
応急寝床	506	2	0	508
露宿人休憩所	2,440	196	0	2,636
浮浪人福祉施設	5,370	2,790	0	8,160
計	10,789	3,189	15	13,993

出典:『2011年浮浪人・露宿人現況報告書』(2012)より作成

第二に路上露宿人の居住地をみると、首都圏(ソウル他)が1,883人(70.0%)、広域市(釜山他)が519人(19.3%)、その他が287人となっており、大都市への集中傾向があらためて確認できる。では、彼らは都市の中のどのような地区で生活をしていることが多いのだろうか。首都圏(ソウル他)における彼らの発見場所についてみると、主として鉄道の駅周辺514人(27.3%)、公園541人(28.7%)、地下鉄の駅周辺336人(17.8%)が多く、以下、地下道86人、バスターミナル21人、河川敷や橋脚周辺94人、ショッピングセンター周辺34人、その他257人となっている。一方で釜山等の広域市の場合を見ると、鉄道の駅周辺205人(39.5%)、公園87人(16.8%)などが多く、以下、地下鉄の駅周辺43人、地下道13人、バスターミナル17人、河川敷や橋脚周辺43人、ショッピングセンター周辺32人、その他79人となる。いずれの場合においても、雨や風をしのぐスペースが確保しやすい場所であることが共通している(表2)。

このように日々の生活に難渋する路上露宿人たちのため、現在の韓国では先

表2 路上露宿人の居住場所 (2011年8月現在) (単位:人)

居住場所	ソウル(首都圏)	釜山等(広域市)	その他
鉄道の駅周辺	514	205	85
公園	541	87	71
地下鉄の駅周辺	336	43	0
地下道	86	13	0
バスターミナル	21	17	22
河川敷、橋脚周辺	94	43	17
ショッピングセンター周辺	34	32	8
その他	257	79	84
計	1,883	519	287

出典:『2011年浮浪人・露宿人現況報告書』(2012)より作成

述のように「応急寝床」「露宿人休息所」「浮浪人福祉施設」などの施設が整備されている。各施設の利用者の特性を見ると、まず応急寝床利用者508人のほぼ全員にあたる506人が男性である。同様に露宿人休息所も、利用者2,636人のうち、男性2,440人(92.6%)とそのほとんどを占める。一方で浮浪人福祉施設をみると、全利用者8,160人のうち、男性5,370人(65.8%)、女性2,790人(34.2%)である。その3割以上を女性が占めており、路上露宿人の構成比とは際立って対称的である。ちなみに釜山広域市における各種施設の利用者は、応急寝床利用者30人、露宿人休息所利用者247人、浮浪人福祉施設利用者109人の計386人であるが、そのうち男性が352人を占め、女性はその1割に満たない。

では路上露宿人たちがこれらの施設を利用する経緯はどのようなものだろうか。施設利用の背景を探る手がかりとして利用者の疾患の有無に注目すると、深刻な精神疾患を持つ者は、露宿人休息所利用者で137人(5.2%、内訳は男性106人、女性31人)、浮浪人福祉施設利用者では2,508人(30.7%、内訳は男性1,159人、女性1,349人)である。一方でアルコール依存症ならびに薬物依存症の者は、露宿人休息所利用者では181人(6.9%、男性のみ)、浮浪人福

表3 施設利用露宿人の疾患（2011年8月現在）（単位：人）

疾患内容	利用施設	男性	女性
深刻な精神疾患	露宿人休憩所	106	31
	浮浪人福祉施設	1,159	1,349
アルコール・薬物依存	露宿人休憩所	181	0
	浮浪人福祉施設	594	1

出典：『2011年浮浪人・露宿人現況報告書』（2012）より作成

社施設利用者では595人(7.3%，内訳は男性594人，女性1人)である(表3)。

この表で特に注目されるのは，女性の浮浪人福祉施設利用者における精神疾患患者割合の高さである。同施設における「深刻な精神疾患」者の割合は，男性が21.6%であるのに対し女性は48.4%とほぼ半数を占める。この女性の高い精神疾患率にはどのような背景があるのだろうか。

急激な都市化に伴って地方から都会に流入する低学歴女性層は，儒教文化的背景から学歴社会の面でも男性優位社会の面でも家庭内外で不利な地位に甘んじることが多い。こうした歴史的背景が，韓国ベビーブーマー世代（1955～1963年生まれ）の加齢に伴う離婚率の高さやその後の生活困窮をもたらしていることが言われている（金芝姫，2010）。さらにこのような背景もあって，現在の韓国の自活支援事業には40～50歳代女性の参加率が高いことが指摘されている（大友，2012）。

こうした点を考慮すると，精神疾患を抱える女性路宿人の支援にあたっては単に精神疾患そのものに注目するのみならず，上記のような彼女らを取り巻く厳しい社会環境への理解も同時に求められると言えよう。

### 3. 韓国におけるホームレス支援の概要

このような露宿人たちの困窮に対し，韓国政府はどのような対策をとってきたのだろうか。あらためて，韓国におけるホームレス支援の歴史と現状について概観したい。

従来の韓国におけるホームレス支援は、民間団体や宗教団体が行う支援活動が主なものであり、政府のかかわりは応急支援事業を中心とした財政的補助に限られてきた。しかし1997年の金融危機以降、路上で生活する人たちが急増したことを受け、それに対応すべくホームレス支援が本格的に開始された。

韓国政府によるホームレス支援策は、保健福祉部「都市野宿者総合支援対策」(1998年6月)が最初である。1998年8月にソウル市が路上で生活する人たち(ホームレス)の施設保護を行ったことをはじめ、当初は施設を用いた応急保護的確保が優先的に進められてきた。市内の社会福祉館<sup>4)</sup>毎に応急保護施設を確保し、施設収容ののち適宜自活・自立のプログラムを実施するというものであった。

その後、2000年頃からは路上で生活する人たちを施設に収容するのではなく、彼らが路上で生活しながらも人として尊厳を保つことを優先するためのサービスが整えられ始めた。すなわち、かつての収容主義一辺倒から自活・自立支援の方向への展開が徐々に進んだのである。その結果、疾病を抱えるホームレスのための「路上診療所」が作られたり、路上で生活しつつ短期宿泊もできる「相談保護センター」が強化されていった。さらに、臨時雇用の提供や単身世帯用の買上賃貸住宅事業、チョッパン<sup>5)</sup>居住者用住居支援事業等、働き口と居住スペースを提供する事業も進められていった。

あらためて上記の露宿人保護政策を整理してホームレス支援の過程を見てみると、路上緊急保護・相談→短期保護→自活・自立能力の養成→居住支援という流れをたどる。路上で生活する人々が相談保護センターにおいて最初に相談を行い、希望が合致すれば施設入所となる。その後本人と話し合いながら自立のために就労支援、臨時居住支援等を行う。もし本人が施設入所を拒否した場合は、地域、また民間団体との連携を通じて、チョッパン、無料診療所、理容施設等の利用を促していくことになる<sup>6)</sup>。

上記のような実践の積み重ねを経て、2011年には「露宿人等の福祉及び自立支援に関する法律」が成立した。以下、この法律の特徴を5点ほど述べる。

当該法の特徴の第一は、「浮浪人及び露宿人」という用語を「露宿人等」に統一し、「定まった住居で生活していない人、関連施設を利用している人、一定期間の住居として適切ではないところで生活する人」を「露宿人等」と改めて定義したことである。単に路上で生活している人だけではなく、劣悪な居住空間で生活している人や、そのような状況に陥る危険性がある人等も施策の対象とすることが、定義の変更を行った狙いである。つまり、対処療法的な側面のみならずその予防を含めた法律であることを、意味している(全泓奎, 2012b)。

第二は、「露宿人等」の権利と義務を規定し、公的機関すなわち国と自治体の責任を定めたことにある。「露宿人等」は、国及び自治体から適切な住居と保護を受けることができるが、自らも自立・自活するために努力すべきであり、警察等関連業務従事者の応急措置に応ずることが、当該法では謳われている。また、国及び自治体は5年ごとに総合計画と各年毎の施行計画を策定し、ホームレス支援を体系的に執行すべきと定められている。

第三は、「露宿人等」施設の設置根拠が謳われていることである。この法律では、露宿人等施設が「露宿人総合支援センター」と「露宿人福祉施設」の二つに区分されている。そして後者の露宿人福祉施設では、一時保護施設、自活(自立支援)施設、リハビリ施設、療養施設、給食施設、ならびに療養施設等が設置できると定められている<sup>7)</sup>。またこれらの施設を設置できるのは国、自治体及び民間であり、もし民間が施設を設置する場合は、届け出をするよう規定される一方、民間が施設を設置・運営する場合は、国及び自治体から費用補助を受けられることができる。

第四は、支援サービスの包括性に関する規定であり、当該法では、露宿人等に居住支援、給食支援、医療支援、就労支援、応急措置を含め包括的に支援サービスを提供するよう、国や自治体に求めている<sup>8)</sup>。

第五は、露宿人等の人権保護を強化した点であり、施設従事者による露宿人等に対する人権侵害を予防するため、施設従事者の研修教育が各施設には義務づけられている。また露宿人等を放任する行為、露宿人から不当な利得を得る



行為，及び強制的に入所・退所させる行為等を禁じ，違反の際には罰則を科すことも定められている。

以上見てきたように，韓国におけるホームレス支援体制は，露宿人支援を路上か施設かという二者択一でしか捉えていなかった従来の立場から，まず露宿人の保護・相談から始まり，利用や収容だけではなく自活・自立に向けて，国，自治体及び民間団体が協力・連携して就労支援，居住支援するという一貫した流れの中で，ホームレス本人が自ら選択し，自立に励むのを継続的に支援する立場へと徐々に変化しつつある。

このような理念や政策の変化の中で，韓国のホームレス支援の実態はどうなっているのだろうか。次章では，釜山広域市で活発な支援活動を展開する民間団体のひとつを取りあげ，その活動事例を報告する。

## 4. 釜山広域市におけるホームレス支援の動向と現状

### 4-1 釜山広域市の露宿人支援センターの概要

本稿が取り上げる支援団体は，釜山広域市で活動している「社会福祉法人オスンジャル平和の街」である。当団体は，従来施設を中心に活動を行っていたが，その後のホームレス問題の深刻化に応じて，釜山広域市の中心街でもある西面地区（釜山港まで15分程度）に露宿人支援センターを開設し，露宿人支援活動を展開している。

まず当団体のパンフレットをもとに施設の概要を説明する。オスンジャル平和の街は，「愛と奉仕のカトリック精神に立脚して，露宿人保護事業，障害者福祉事業，地域福祉事業等を遂行することによって社会福祉増進に寄与すること」をその目的としている。

その始まりは，1986年8月に開設された，露宿人施設「オスンジャル平和の街」である。この施設は，社会と家庭から孤立している人に宿泊場所を提供し，自活能力を涵養して本人の福祉を支援する施設である。1998年3月には，障害児・乳幼児施設「ヨンジェ天使の家」を開設。この施設は「障害児・乳幼

児の宿泊と多様なサービスを提供して社会の構成員として成長するように支援すること」を目的とした施設である。翌1999年6月には、障害者施設「平和リハビリテーション院」を設立。この施設では、知的に障害がある人たちに対してリハビリテーションサービスを提供し、心理的安定と社会適応能力の向上を進めて自活をはかる取組を始めた。

2000年代に入ると、経済事情の悪化に伴う様々な社会福祉ニーズの急増に沿って当団体の事業はあっという間に拡大し、現在のホームレス支援活動の中核である「釜山希望灯台総合支援センター」の開設に至るホームレス支援体制が本格的に構築され始めた。

まず、2006年12月には「ヨンジェ障害者昼間保護センター」を開設。この施設は、社会福祉共同基金会の支援によって事業が始められるようになったもので、在宅で生活する障害者に対して利用施設を提供することで、家族の介護負担軽減と教育サービスによる自活能力の向上と社会参加の促進を図った施設である。翌2007年には「臨時居住費支援を通じた社会復帰支援事業」<sup>9)</sup>を開始、2008年に「応急寝床」開所、及び「露宿人実態調査」<sup>10)</sup>の実施。2009年に「釜山露宿人支援改善方策研究活動及び報告書」の発刊と「買上賃貸住宅事業」<sup>11)</sup>の運営開始、2010年には「全国露宿人全数調査」へ参加する。

このような一連の取組を通じて、各種支援事業と現状把握のための調査活動を繰り返した当団体は、いよいよ2011年8月に露宿人支援センターである「釜山希望灯台総合支援センター」を開設。釜山広域市と委託住宅契約を締結して事業を開始した。同センターのパンフレットには、設立目的が次のように書かれている。「釜山地域の露宿人への相談、施設連携、現場支援と一時保護、住居支援及び医療連携を通じて、露宿人福祉に役立つことを目的に設立しました。空を布団のようにして、星を友人に、露と共に夜明けを迎える街の隣人と一緒に、今日も頑張っています」。このように、釜山広域市地区の露宿人に対する相談、施設連携、現場支援と一時保護、住居支援及び医療連携のための施設として記載されている。なお参考までに釜山広域市の露宿人支援施設の現状

を紹介すると、今回紹介するオスンジャル平和の街「釜山希望灯台総合支援センター」のような相談センターは他に2ヶ所設置されている。シェルターは5ヶ所、浮浪人福祉施設は3ヶ所、チョッパン相談センターは2ヶ所という状況である。

では次に、社会福祉法人オスンジャル平和の街「釜山希望灯台総合支援センター」の概要について述べたい。

同センターの主な事業は次の5つの事業である。まず第一の事業は、初回相談・再相談／調整事業である。直接来訪する場合と、人を介した依頼で相談に応ずる場合によって対応が分かれるが、いずれの場合も本人との相談をふまえて最も適切な支援につなげるための模索が行われる。第二の事業は、資源の連携及び行政支援事業である。具体的には、①新規の露宿人の緊急支援及び、社会福祉館、国民基礎生活保障制度、地域精神保健センターなどの地域の福祉システムとの連携、②露宿人福祉システムのサービス内連携、すなわち、自活・リハビリテーション、療養施設との連携、病院との連携、③その他の行政支援となっている。

第三の事業が、昼間／深夜アウトリーチ事業である。同事業は、まず①主要露宿地域及び、他機関・地域住民の要請に対するアウトリーチの実施、②現場の要請に対する対応、路上の露宿人の相談、自活施設との連携及び行政支援、③応急寝床の提供及び、近隣の自活施設と連携した応急物品や緊急給食の支援となっている。

第四の事業は、応急寝床の運営事業である。他の福祉サービスとの連携が困難な時間帯や状況において、応急寝床の利用相談を通じて各機関と連携を図るほか、応急寝床の利用やシャワー、洗濯、物品の支援、さらには年間運営を行っている。

第五の事業は、買上賃貸住宅の支援事業である。韓国土地住宅公社による買上賃貸住宅支援の運営機関として、路上の露宿人や自活・自立施設及び応急寝床の利用者に対する買上賃貸住宅の情報を提供したり、行政支援、事後管理等

を行っている。同センターは、所長1人、資源の連携・行政の支援事業に2人、初回相談・再相談／調整事業、昼間／深夜アウトリーチ事業に3人、応急寝床の運営事業、買上賃貸住宅の支援事業に3人、計9人の職員によって運営されている。さらには、職員全員が社会福祉士資格を取得しており、各種の支援活動を専門的見地から行うことが可能である。

次の節では、実際の露宿人支援事業担当職員（以後、支援センター職員）、連携先施設職員及び、利用者へのインタビュー等<sup>12)</sup>を基に、事業の実際について述べてみたい。

## 4-2 釜山広域市の露宿人支援センターの実際

### 1) 施設における支援活動の実状

まず、釜山希望灯台総合支援センターの諸事業の第二の事業にあたる、資源の連携・行政の支援事業について紹介したい。連携は主として露宿人福祉施設との間で緊密に行われる。その連携先のひとつとして、まず自活施設「金井希望の家」を訪問させていただいた。

この施設は無料での宿泊が可能であり、同センターからの紹介で現在も継続して宿泊している利用者があるという。また、賃貸住宅の入居を望んでいない利用者が、こちらの保護施設に一時的に宿泊するケースもあるという。こちらでの宿泊が開始すると、まず食事や心身の休息が優先される。その後住民登録を行い、一時保護施設の確認証が発行され、2万ウォン前後（約2,000円）が支給される。しばらくして本人の身辺が落ち着いてから、仕事を紹介されたり自身で仕事を探したりし、6ヶ月を目途に自活・自立の道を模索する。自活・自立の可能性を本人が自身で判断し、もし見通しがつくようになれば、買上賃貸住宅やチョッパンへ移り新たな生活を開始する。

現在この施設は41人（男性のみ）が利用しており、年齢層は26歳から70歳と幅広い。ちなみに一番多い年齢層は40歳から50歳とのことである。入所期間は3ヶ月から4ヶ月が多いが、中には1年程度滞在している入所者もい

る。このような場合、自治体では6ヶ月以上入所が続くと自立が困難と判断し、あらためて本人と相談しながら自活・自立を妨げる課題について検討を行うという。この件に関するインタビューの際、自活・自立への支援期間には個人差がとても大きく、その点を考慮しない支援計画は再考の余地があることを、担当職員が強調していたことが今でも印象に残っている。

次に訪問した施設は診療施設のひとつ、「釜山市立医療院」である。ここを訪問した際、釜山希望灯台総合支援センターを経て入院した男性3人と支援センター職員が、体調等含め退院後のことを話し合う場面にちょうど遭遇した。

これらのケースは、まず生活保護証、医療証を作成することで、無料で医師の診療を受けることができる。通常、露宿人で体調不良になった場合、無料診療所もしくは保健所に相談し、その後医療証を発行してもらい医療院で診察を受けるという流れになる。なお例外的に、夕方以降であれば緊急に医療証無しで受診が可能である。支援センター職員は本人たちとの面談後、釜山市立医療院の医療課担当職員と打ち合わせをして終了となった。退院後の生活の目途をどう立てるか、その見通しをつくるために退院の調整には時間がかかるので、診療施設との連携は特に重要であると支援センター職員は語っていた。

三番目に訪問したのは、リハビリ施設のひとつ、「インサンウォン」である。この施設は、2000年6月に設立され、現在男性123人、女性8人が入所している。年齢層は26歳から70歳までと幅広いが、半数以上が50歳代である。この施設は、「身体障害、精神障害、その他の疾患によって自立が困難で治療と保護が必要な露宿人等を入所させ、社会適応訓練及び身体的・精神的リハビリを通じた自立基盤の助成を支援する」ことを目的としている。主な事業は、①社会復帰と経済的自立に向けての自活事業と積極的支援、②心身虚弱な者のための治療及びリハビリ医療の支援、③安定した日常生活のための活動プログラム支援の3点である。③の活動プログラムとして、職業リハビリ、就業相談及び求職斡旋、営農などの自活事業、趣味及び情緒涵養、医療機関連携を通じた健康管理、家庭のような安定した寝食、外出・外泊・文化施設観覧・市内観

光等の多様なメニューが揃えられている。この施設は釜山広域市に隣接する梁山市に立地しており、釜山広域市と比較して山間部で自然に囲まれている。支援センター職員によれば、釜山広域市に立地するリハビリ施設の定員がどこも満員のため、近年では別の市への依頼が多くなっているとのことであった。インサンウォンの職員の話からは、入所者一人ひとりの嗜好性や病気、家族問題等の諸条件についての理解を深めながら各入所者に合ったプログラムを用意し、将来の自立に向けて本人が熱心に取り組めるよう働きかけている様子がかがえた。特に、「クライアントの方の人生すべてをみて、考え、支援する」という点において何も不安や迷いがなく、日々の仕事がとても楽しいと語る14年目の女性職員がとても印象に残った。

またここで特記すべきインサンウォンの取組として、地域とのかかわりを重要視するために、まず図書館を開放したことを挙げることができる。この取組は、単に地域とのつながりの機会という面にとどまらず、その場を通じての入所者への仕事紹介の依頼が可能かどうかを視野に入れた取組であるとのことであった。この施設が山間部にあるため、仕事は主に農業や林業であるが、求職斡旋が社会復帰への第一歩となるために、まず地域の中で施設への認知を広め、協力関係の構築に努めていることが理解できた。

次に訪問したのが、療養施設の「オスンジャル平和の街」である。この施設は釜山希望灯台総合支援センターと同じ社会福祉法人が運営しており、1986年8月に開設された。身寄りがなく且つ行き場のない方々に対し、寝食のみならずリハビリ、教育、社会的・心理的・情緒的サービスを提供し、自活能力を涵養して社会復帰へとつながるような支援が日々行われている。この施設には、現在男性193人、女性141人の計334人が入所しており、年齢構成は30歳代7人、40歳代37人、50歳代90人、60歳から65歳まで142人、65歳以上58人である。施設の性質上入所者は様々な障害を抱えており、知的障害117人、身体障害47人、言語障害7人、視覚障害3人、高齢者慢性疾患25人、精神障害115人、アルコール依存症10人、その他10人という構成になってい

る。この施設が立地する密陽市は、釜山広域市の北に隣接する交通の要衝であり、特に繊維工業が盛んな地域である。同施設の支援プログラムには、美術、ヨガ、サッカー、運動、歌、キャンドル作り、登山、映画鑑賞、テーマ旅行等と多くのメニューが揃えられており、入所者自身が自ら選択して日中活動を行っている。

この施設には、生活部門、支援部門、医務室等に計78人の職員が配置されている。この施設の職員であるソーシャルワーカーは、インサンウォンの職員と同様に地域とのかかわりを重視しながら日々の業務に取り組んでいる。その大きな理由の一つは、上記のような多様な支援プログラムを機能させるためには、ボランティアを積極的に募集し多くの方の協力を仰ぐ必要があるからである。この点で、地域ボランティアは職員たちと同様に、入所者たちを支える上で欠かすことのできない人材といえる。

ボランティアの募集は多岐にわたる。具体的には、①動力ボランティア（生活棟の清掃、環境美化、整理整頓、農業手伝い、草むしり、台所手伝い、材料仕込み、キムチ作り、お風呂介助等）、②情緒サービスボランティア（散歩、添い寝、話し相手）、③文化ボランティア（演劇鑑賞、演奏、各種公演）、④専門ボランティア（医療サービス、プログラム指導、医・美容ボランティア）等であり、「我が家族と一緒に、忘れられない思い出と幸福感を感じてみましょう」という呼びかけからもわかるように、家族的で参加しやすい雰囲気を醸し出しながら市民の方々に気軽な参加を呼びかけている。そのためからか、この施設だけで年間延べ人数にして1万5,000人以上の参加があるという。ボランティアの多大な貢献に対する施設からの感謝の気持ちとして、ボランティアに、毎年入所者が作っているキャンドルを手渡している。また、特に熱心に通ってきてくれるボランティアには、感謝のメールを欠かすことなく配信しているという。また最近では、近隣の小学校との交流が始まり、入所者と小学生との行き来にとどまらず合同運動会も開催されている。

この施設が大切にしていることは、職員が入所者の生活を管理するのではな



く、入所者自身で自己管理することである。入所者たちには部屋毎にリーダーを決めてもらい、入所者たちが自分たちで自らの生活を自己決定して活動することが常に優先されている。また1ヶ月に1回、各部屋のリーダーが集まり職員と話し合う機会が設けられているが、これは入所者の自治を促すために我々はなるべく後方支援に徹したいからだ、担当ソーシャルワーカーは語る。「笑顔」を忘れずに、且つ施設に入所している方々に「ここで生活したいからがんばっている」と言ってもらえることを日々の目標に努力していると、その思いを語ってくれた。

## 2) 路上における支援活動の実状

これまでは主に施設を単位としてホームレス支援の現状を語ってきたが、ここからは路上におけるホームレス支援の実態として、釜山希望灯台総合支援センターの第三の事業にあたる昼間／深夜アウトリーチ事業、並びに同事業と第一の事業の初回相談・再相談／調整事業とのかかわりについて述べてみたい。

支援センター職員たちは、釜山広域市の担当区の中で、露宿人が生活しているような場所、例えば市場や歓楽街近くの建替中の建物、地下通路、駅、公園等を定期的に巡回し、そこで生活している人に声をかけて健康状態の把握に努めている。同センターは釜山港にほど近い場所にあり、観光地として鮮魚市場や歓楽街やショッピングセンターが多く立ち並ぶ市の中心地域にある。当然のことながら釜山広域市の再開発のために工事が多い。それらの情報は、日々の行政との連携を通じて常に把握し、また巡回を続けることによって、露宿人や地域住民の口コミから街の情報把握に努めている。

筆者の調査時には、釜山希望灯台総合支援センターの近くにあるチョッパンの巡回に同行することができた。このたび巡回したチョッパンの利用者は、以前同センターに相談に来ていたことがあり、その際の緊急支援としてこのチョッパンに繋がったケースであった。職員たちはそのようなアフターケアのために、その後の生活で困ったことがないか、住み心地はどうかと本人に声を



かけていた。このケースの場合は、冬期間だけチョッパンを利用するということであったが、同様なケースは他にも多く見られるとのことであった。釜山広域市の中心街にあるチョッパンの一ヶ月の家賃は、風呂無しで10万ウォン前後（約1万円）、風呂付きで20万ウォン前後（約2万円）ほどであるとのことである。支援センター職員は、利用者本人との話が終わり退出する前に管理人室にも顔を出し、利用者の様子を確認しつつ気になることがあればすぐに連絡がほしい旨の依頼も行っていった。

チョッパンの巡回が終わった後、釜山希望灯台総合支援センターと同じ地区を担当する「トングチョッパン相談センター」を支援センター職員は訪問し、先方の職員たちと利用者についての打ち合わせを行った。ここでは、一日30人から40人近くの相談者が来訪し、その相談に応じつつチョッパンの案内をするという。同センターでは本人の緊急度に応じてこのセンターに紹介することも多く、頻繁に連絡・連携をとっていた。日々の巡回で、露宿人の方の生活場所や健康状態、動き等を把握する一方、他の関連施設や機関との連絡・連携等を欠かさないことが、緊急時の早期対応に大きな意味を持つ。有事の際に向けた日々の地道な活動の継続がいかに重要であるかを、支援センター職員たちの仕事ぶりから窺うことができた。

昼間に実施されるこのような支援活動に対し、深夜のアウトリーチ活動ではホームレス本人の実情把握に大きな比重が置かれる。支援センター職員たちは、午後10時から午前2時までの時間帯で路上の露宿人が睡眠をとっている場所を巡回し、起きている人には声をかけ、必要な物がないかどうかをうかがう。当日その場で相談がない場合も緊急時に相談ができるよう、釜山希望灯台総合支援センターの住所・電話番号・地図が記載されているカードとパン・豆乳の手渡しを行っている。彼らの巡回する場所は、地下鉄の駅構内、鉄道の駅の地下道、地下街にむかう階段、河川敷や橋脚の下、高架線の下、公衆トイレ、海水浴場、公園等等多岐にわたる。これらを効率よく巡回できるように二つのコースを設け、1コースあたり50人から60人分のパンと豆乳を用意し

て巡回する。通常は週2回、冬期には週3回巡回を行うほか、釜山広域市にあるもう一つの総合支援センターと共同で月1回は全数調査を実施し、調査結果を行政に報告しているという。

筆者はこの深夜アウトリーチにも同行させていただいた。支援センター職員の方々は、釜山駅や地下鉄の各駅を慣れた様子で足早に巡回を行う。以前から顔馴染みの露宿人の方々に一人ひとり声をかけ、日々困ったことがないかどうかを確認する。たまに顔馴染みではない初顔の方を発見すると、ゆっくり丁寧に声をかけつつ、体調がどうか、今までの住まいはどこかを確認する。もし体調が悪い場合は、本人の了承を得て応急寝床の利用を促し、施設へ送迎する。

筆者の同行の際にも、釜山駅の女子トイレ近くで女性のホームレスの方に遭遇した。支援センター職員による声かけで体の不調が確認できたため、本人の了承を得て応急寝床の利用を促し、施設まで送迎した。その際、移動手段となる車は一台きりなので、その車が戻るまで、支援センター職員は顔馴染みの露宿人の方と話しながら一緒に過ごしていた。送迎が終わってすぐ釜山港近くの公園へ移動したが、街灯がないため暗く視野が効かない中で、移動の車からではあるが、細心の注意を払って歩行者の一人ひとりを観察し、また地域の様子の変化の把握に努めた。地域を観察する際特に注目するのは、露宿人の方々の居住環境の変化である。彼らが居住するエリアの建物がひとたび取り壊されれば、そこでの就寝ができなくなるため、居場所を求めて移動する可能性が生じる。支援を要する方々を把握し逃すことのないように、支援側も彼らの居住環境を継続的に把握する必要がある。また彼らの居場所の一つである地下鉄の地下道は、地下鉄利用者への配慮から、電車が動いている時間帯は就寝するための利用が禁止されている。そのため、各駅の終電時間や天候、季節毎の寒暖差によって露宿人の動向は常に左右される。ひとくちに露宿人の人数や体調の把握と言っても、以上の諸要因を念頭に置かねばならず、適切な把握は容易ではない。任務の遂行には露宿人に対する豊富な知識と想像力が求められるということを実感した。

### 3) 路上支援と連携する他事業の現状

前節でも少し紹介したように、路上の露宿人たちを真の意味での自立に導くためには、本人たちの状況に合った他の支援サービスとの連携が欠かせない。路上露宿人支援に特にかかわりの強い支援活動として、資源連携、応急寝床、買上賃貸住宅支援事業の三つの事業について取り上げる。

まず、釜山希望灯台総合支援センターの第二の事業にあたる資源連携・行政支援事業である。同センターでは、2012年11月から専門家アウトリーチという事業を新規に立ち上げた。事業開始の背景には、路上ホームレスの抱える疾患の問題が近年浮上してきたことがある。同センターの昼間/深夜アウトリーチから明らかになった点のひとつは、精神的疾患を抱えるホームレスが年々増加していることであり、従来のように社会福祉士資格を有する職員だけでは対応が難しくなっている。行政との調整の結果、行政の支援事業として、釜山大学病院医師1人、保健所の精神保健福祉士1人という専門職の協力を仰ぐことが可能となり、支援センター長、支援センター職員を加えた計4人による専門職の協働体制ができあがった。専門家アウトリーチの成果のひとつとして、露宿人との信頼関係の構築がよりスムーズになったことを挙げることができる。保健所の精神保健福祉士の方の話によれば、露宿人とのかかわりにおいて、挨拶を起点とした信頼関係づくり、及び関係の継続を維持することの2点が特に重要であるという。そのために、決してこちらから無理強いせず露宿人の方がこちらに声をかけやすい雰囲気づくりを意識することや、我々もまめに相手の居場所に通う努力を心がけているとのことであった。

次に、釜山希望灯台総合支援センターの第四の事業である応急寝床運営事業をとりあげる。同センターには56床のベッドがあるが、対応時間は午後9時から午前9時までであるため、時間がくれば施設から退出しなければならない。そのため、彼らは日中公園等で過ごし、また午後9時に施設に戻ってくる。その間、施設には誰もおらず不在となる。

同センターでは担当地区の露宿人は男性150人前後、女性20人前後と把握

しており<sup>13)</sup> ベッド数は当然足りていないことになる。現在の応急寝床利用者は20歳代から80歳代まで多様であるが、40歳代から60歳代が割合的に多いという。一日の利用人数は平均して30人から40人であるが、そのうち10人程は日雇いで働いているという。釜山広域市は輸出コンテナ物動量が世界5位に入る港湾都市であり、もともと港湾労働の働き口が豊富にあった。しかし、近年の釜山港の発展に伴い労働形態が変化し、契約社員や日雇い労働者が増加したために、露宿人になった者も多い。単に仕事をする場所が減ったのみならず、博打や飲酒で身を持ち崩し、仕事ができなくなるパターンが多くみられる、との支援センター職員の話であった。

寝床数が限られている中で、応急寝床が同じ人たちばかりに利用されることは望ましいことではない。そのため、応急寝床の利用可能日数を一定期間に区切り、地域の施設へつなげるために利用者本人や施設へ働きかけをしているという。

最後に、釜山希望灯台総合支援センターの第五の事業である買上賃貸住宅支援事業をとりあげる。これは、路上にある民間の住宅（小規模集合住宅）を買い上げ、公共賃貸住宅として供給する事業である。現在、この事業で同センターが契約している利用者は56人である。利用者は買上住宅に10年間しか住み続けられず、10年経過後は解約して別の住居を探さなくてはならないという契約になっている。

筆者は、買上賃貸住宅に住む利用者の住宅訪問に同行することができた。その買上賃貸住宅は2DKの集合住宅で一ヶ月の家賃は3万ウォン（約3千円）と格安であるが、2年ごとに1,000ウォン（約100円）値上げされるため、入居3年目の今年で初めて値上げされたという。またこの住宅の保証金は100万ウォン（約10万円）<sup>14)</sup>で、この利用者の場合、同センターに来所・相談してから買上賃貸住宅に入居するまで3ヶ月かかったそうである。彼の住まいは同センターから車で10分程の団地が続く丘の手前の集合住宅であり、住み心地はとても良いという。定収入が得られる仕事を早く探し、貯蓄して新しい住宅を見つけたい等、彼へのインタビューの端々から将来に向けての高い生活意欲

を窺うことができた。また彼は自身のこれまでの苦労をふりかえりつつ、生活に困って大変な人たちは他にもたくさんいる、自分もできるだけ彼らを手伝いたい。何より一人ひとりにあった支援方法を模索すべきだと語っていた。実際、今現在も同センターのボランティアの一人として、自分と同様な境遇にある仲間を集め近隣の見回りを行い、相談・支援が必要な人を発見すると、その人を連れて同センターに来訪してくれることもあるという。一人ひとりへの実のある支援が、次の新たな支援へ結実する大きな可能性を、彼の話から窺うことができた。

#### 4-3 まとめ

本節で紹介した釜山広域市のホームレス支援の実状を日本のホームレス支援と比較した際、どのようなことが言えるのであろうか。その特徴は次の3点に大きくまとめることができる。

第一は、アウトリーチ活動に大きな労力が割かれている点である。日本の場合はそもそも生活保護制度が貧困対策の多くを占める一方、ホームレスの生活現場の把握や現場での支援は、多くのマンパワーが求められる事情もあって一部民間団体の活動に限られてきた。またこうした事情もあって、日本ではホームレス問題が外から見えにくい構造を有してきたとも言える。これに対し韓国では、定期的なアウトリーチ活動を通じて彼らの移動過程や居住環境の把握に努めている。このような努力は他機関との連携による包括的な支援を進める上でも、またきめ細やかな支援を検討するにあたっても欠かすことのできないものである。

第二は、中間施設が大きな役割を果たしている点である。日本でも近年、包括的支援を進める上での中間施設の役割が注目され、且つ地方都市でこの種の施設の整備が進まない問題が指摘されている（垣田，2011）。釜山市のホームレス支援が総合支援センターを中核として進められ、問題発見から自立に至るプロセスが整備されている事実は、今後の日本のホームレス支援の整備を考え

る上でも大いに参考になる。

第三は、ホームレス支援において多種多様なボランティアが活用されている点である。日本のホームレス支援の現場ではボランティアと地域住民との対立がしばしば生じることが指摘されており（渡辺，2010）、ホームレス問題に対する地域住民の理解深化を促すこともホームレス支援における大きな課題の一つと言える。釜山のホームレス支援におけるボランティア活用の事例は、マンパワーの確保の面にとどまらず、その活動メニューの多様さ、ボランティアへのアフターケア等見習うべき点が多い。合わせて地域の小学生たちとホームレスとの交流の場が確保されていることも、地域への働きかけの一例として注目されよう。

## 5. 考 察

本稿では、韓国の露宿人支援という面から韓国政府の社会福祉政策を概観した。さまざまな取組の中で特に住居対策は、行政が建設・提供するのみならず民間の住宅を活用して住宅困窮者に提供するという柔軟なやり方を用いており、これは日本にも様々な示唆を与えてくれるものである。買上賃貸住宅事業等の住宅政策の考え方の基本には、低所得層の居住不安定による弊害が格差をいっそう拡大し、その継続が経済発展の阻害要因になっているという現状認識がある。その意味では、所得格差より住宅確保の格差のほうが深刻だという指摘もある（全泓奎，2012a）。

2011年に成立した「露宿人等の福祉及び自立支援に関する法律」では、第3章（第10条～14条）において提供されるべき福祉サービスが具体的に定められているが、そのトップにくる第10条は居住支援であり、国と自治体は、露宿人等の適切な居住生活のために、各種福祉・保護施設の他「賃貸住宅の供給」「臨時居住費支援」「その他の大統領令で定める居住支援」が行えることが定められている。この一事を見ても、露宿人対策における居住支援の重要性が理解できる。

同法が2011年に成立し、その施行に向けて各支援施策が動き始めた時期にその現場を視察できたことは、とても有意義であった。以前は露宿人支援センターという名称であった釜山希望灯台総合支援センターは、同行開始時よりアウトリーチ及び施設入所者への支援を精力的に行っていたが、時を経るに従って支援センター職員の一人ひとりの露宿人支援の取組や行政との連携が目に見えて強化される様子が、とても印象に残った。

今回のフィールドワークの中で特に印象に残ったことは、露宿人の方々を夜間に見回る深夜アウトリーチである。彼らの生活実態やその窮状を実感する上で、これ以上ない重要な活動といえるからだ。

秋までは週2回、車2台に分乗しての午後10時以降の巡回が、冬には週3回の巡回となる。露宿人の方々の生活習慣を考慮に入れ、地下鉄の終電に合わせてコースの道順を変更し、気候、温度、街の様子や人々の行動の様子をみながら臨機応変にアウトリーチを行う。それは裏を返せば、生活条件に恵まれない露宿人たちが、その日その日の寝場所を確保するためにどれだけの苦労を重ねているか、ということでもある。そのためアウトリーチ活動に従事する者は、都市環境に翻弄されて露宿人の行動パターンが容易に変化することを察知しつつ、露宿人の方の行動の本質を掴まなければならない。支援センター職員はこの点を十分承知してアウトリーチを行っている。直接本人たちに声かけし様子を窺いながら、本人の「声」を聞き取り、体調等の異変の有無を把握し、必要であれば緊急に対応し、時には行政や医療に繋げる。こうした彼らの地道な取組の一つひとつが、露宿人の方々の生命を守る最後の砦になっていることを、支援センター職員との動向調査を通じてよく理解できた。

本稿でその真摯な支援活動を紹介した釜山希望灯台総合支援センターは、今後に向けて5つの目標を掲げる。それは、相談・カウンセリング・応急寝床・買上賃貸住宅・政策提案である。まずは露宿人に対する対応のなから、その人にとっての最良な支援方法を発見する。ただそれは単に「脱露宿人」を目指すということにとどまらない。支援センター職員たちは、釜山広域市の各地域



が安全・安心に過ごせる街であるためのリスクマネジメントの一翼を担う形で、自らの活動を位置づけている。したがって、支援センター職員たちの取組は単発の支援活動にとどまるものではなく、将来的には例えば政策提案という方法もあるかもしれない。また地域全体をケアマネジメントするためには、地域の情報収集から始まり、その内容からインテークし、場合によってはアセスメントを行い、必要があれば社会資源と連携をする。そうすることで住みやすい地域、住民が最後まで安心・安全に過ごせる地域が実現していく。そこに向けて、行政を支援し政策提言も進めていきたいという考え方である。その行き着く先は、地域住民の力、言い換えれば地域支援力の強化、地域組織化の推進というところにあることは明白である。

韓国が買上賃貸住宅事業等で民間との連携を始めた大きな背景には、低所得者層を入居させる集合住宅の供給という方法論の限界と問題点が噴出したことが大きい。このような集合住宅は、地域の中で特別な場所として認識されることが多く、それゆえにその住宅の子どもたちが学校でいじめられたり、近隣の住民との交流がなく孤立化し、後にはスラム化してしまう、といったように地域に与える負の影響はとても大きかった。また、予算の制約から行政による住宅供給そのものに限界があり、民間との連携などによって住宅供給を多元化する必要が生じたことも、上記のような施策の変化につながっていった。

露宿人の問題は、一個人の問題ではなく社会の問題であり、皆が理解・協力し合って取り組まなくてはならない問題ということには、誰も異存がないと思う。彼らの窮状を根本から解決しようとするれば「地域」を土台とした支援のあり方が指向される必要があり、それゆえにこの問題に国を挙げて取り組み始めた韓国に、我々が学ぶべき点はとても多いはずである。直接的な支援の重要性もさることながら、地道な巡回調査を通じた彼らの窮状把握が後々に大きな意味を持つということや、一對一の信頼関係づくりを出発点として露宿人の方々の自立への意欲を支える心の支援が重要であるということ、あらためて肝に銘じておきたい。



## 注

- 1) 「ホームレス」とは、慣習的な住居を常時喪失もしくはその状態にある人たちを指し、韓国では「露宿人（ロシユクイン）」と言う。論文では、「ホームレス」全般を指す場合は「露宿人」と呼び、特に街や路上での生活を主としている人々を指して「路上露宿人」とする。
- 2) 「応急寝床（ベッド）」とは、ベッドが設置されており、使用時間は夜間となる。設備として共同トイレ、シャワー、洗濯機等が置いてある。利用者は日中他の場所で過ごすことになる。
- 3) 「浮浪人（ブランイン）」という呼称は「露宿人（ロシユクイン）」と同様な状態を指すが、歴史的には差別的な意味合いで用いられてきた経緯がある。法律上では、「一定の住居がなく、観光業所、接客業所、駅、バス停等多数の人が集まったり通行する所や住宅街を徘徊するか、座り込んで物乞いをしたり物品を強買させ通行人を苦しませる物乞いをする人、ガム売り、ストリートチルドレン等、健全な社会および都市秩序を阻害するすべての浮浪人を言う」と内務部訓令第四一〇号で定義されており（全弘奎：2012b）、このような否定的な捉え方からも窺えるように、「浮浪人（ブランイン）」に対しては社会からの隔離を図る収容政策が従来行われてきた。
- 4) 「社会福祉館」とは、1906年アメリカの宣教師による女性啓蒙運動事業が源流となる。「社会福祉館設置運営規定」によるとこの施設は地域社会内において一定の施設と専門職を備えて地域社会の人的・物的な資源を動員して、地域社会福祉を中心とした総合的な社会福祉事業を遂行する社会福祉の施設である。
- 5) 「チョッパン（簡易宿泊所）」とは、最低居住基準未満の住宅以外の居所で、敷金が無く日割または月割で払い、付帯施設（トイレなどは共用）がない部屋で、単身者、脆弱層が居住しており、国民基礎保障受給者、生活保護受給者、及び建設日雇い労働者のように不安定職類に従事する者が多く居住している。
- 6) まず路上露宿人は、「相談保護センター」において相談・アセスメントを受け、その後衛生施設の利用、一時保護を受けるとされている。次に施設の入所に同意した場合は「露宿人休息所」（ここでは、短期保護、医療支援、リハビリ、自活支援を受けられる）、「浮浪人福祉施設」（ここでは、長期保護、リハビリ、自活支援を受けられる）、「その他の福祉施設」（ここには、障害者、知的障害者、高齢者が入所する）の3種類の施設のどれかに入所することになる。入所後、社会復帰に向けて臨時居住支援を受け、賃貸住宅への自活等の生活を目指し支援を受けることになる。
- 7) 露宿人に一時的に寝床・食事などを提供する一時保護を行い、総合支援センターへの相談依頼、病院診療の連携、生活物品の提供・保管を支援するサービスを提供するのが「露宿人一時保護施設」である。一方、健康上に特に問題がなく、働く意思及び能力がある露宿人を入所させ、生活指導・相談・安全管理・専門的な職業相談・訓練を行うサービスを提供する職業訓練機関、雇用支援機関との連携を通じて露宿者の自立・自活を支援するの

が「露宿人自活（自立支援）施設」である。また、身体障害、精神障害、その他の病気で自立が困難な露宿人を入所させ、治療及びリハビリを通じて自立できるための基盤を設けるのが「露宿人リハビリ施設」である。さらに、健康上の問題で短期間に家庭及び社会への復帰が困難な場合露宿人を入所させ、相談・治療・療養のサービスを提供するのが「露宿人療養施設」である。その他、露宿人に給食サービスを提供する「露宿人給食施設」や、露宿人に対して必要な診察・治療・リハビリなど医療サービスを提供する「露宿人診療施設」、チョッパン居住者に対する相談・終了支援・生計支援・行政業務支援などを提供する「チョッパン相談所」がある。これらの7施設が、露宿人福祉施設として法律に定められている。

- 8) 「居住支援」は施設保護、賃貸住宅供給、臨時居住費支援等の支援を、「給食支援」は露宿人への無料給食施設の設置・運営の支援を、「医療支援」は露宿人診療施設の設置・運営、及び国公立病院・保健所・民間医療機関を露宿人診療施設として指定し支援を行うことをさす。また「就労支援」は公共の仕事の提供、雇用情報の提供、就労の斡旋、職業能力の開発の支援を、「応急措置」は重大な疾病、凍死のような応急事態の発生の際に警察または露宿人関連業務従事者が応急措置を実施することを指す。
- 9) 路上露宿人を対象に、月家賃（最長3ヶ月、平均2ヶ月）及び身の回り品を支援し、自立の機会を提供する。また住民登録の申請や国民基礎保障受給、公的な社会保障や就労を通して自立・自活生活の確立、維持ができるよう支援する事業である。
- 10) 地道な実態調査を続けることで、政策に結び付けることができ2011年の「露宿人等の福祉及び自立支援に関する法律」が成立したと、相談支援センターの職員が語っていた。
- 11) 買上賃貸住宅とは、既存の建設供給型の公共賃貸住宅のように建設して供給するのではなく、市街地にある民間の住宅ストックを活用し、露宿人のように環境の整った住居に住むことが困難な人たちに、居住福祉政策の一環として供給される民間ストック活用型の公共賃貸住宅であり、入居者の居住ニーズとのマッチングを目的に、小規模で供給される賃貸住宅である。その特徴として、職住近接のために主として都心で供給される点が挙げられる。

買上賃貸住宅事業は、所得下位40%以下の低所得者を対象とする制度である。所得下位40%～所得下位30%は持ち家住宅の取得が困難な階層とされ、さらに所得下位20%～所得下位10%は居住水準および居住費負担能力の低い階層とされる。所得下位40%以下の階層に対する主要支援内容として、長期公共賃貸住宅を供給するための国民賃貸や買上・傳賃賃貸等と、住宅パウチャー・傳賃貸付支援の2つの支援がある。
- 12) 釜山希望灯台総合支援センターの職員、他の施設の職員また利用者へのインタビューは、2013年2月から8月にかけて随時行った。
- 13) ちなみに、この人数は2012年10月時点のものである。応急寝床では、2段ベッドが並び、トイレ・シャワーは共同である。談話室にはテレビ・ソファが置いてあり、10時までの消灯時間まで自由に利用でき、部屋からテレビの音、歓談の声が聞こえてきた。なお

女性用と緊急対応の寝床は別室である。

- 14) 韓国で入居に要する保証金は、日本の敷金・礼金と比較してずっと高額であることがその特徴である。筆者は国外研修時、月2万ウォン（約2,000円）の家賃の部屋に滞在していたが、その保証金は1,000万ウォン（約100万円）であった。

### 参 考 文 献

- 大韓民国保健福祉部, 2012, 『2011年浮浪人・露宿人現況報告書』
- 李浪, 2012, 「韓国における居住福祉制度の紹介」『居住福祉研究』13: 50-61
- 井岡勉・埋橋孝文編, 2009, 『地域福祉の国際比較-日韓・東アジアモデルの模索と西欧モデルの比較-』現代図書
- 徐鐘均, 2010, 「韓国における非住居居住民に関する実態調査報告」『貧困研究』vol. 4: 14-19
- 全泓奎・南垣碩, 2011, 「韓国の居住問題と居住福祉政策」『居住福祉研究』11: 25-42
- 全泓奎, 2012a, 『韓国・居住貧困とのたたかい』東信堂
- 全泓奎, 2012b, 「韓国ホームレス福祉法の制定と包括的な支援システムの整備」『ホームレスと社会』vol. 5: 82-90
- 垣田裕介, 2011, 「日本のホームレス支援資源と政策枠組み-所得・居住・ケア」『大分大学経済論集』62(5・6): 235-254
- 金永子編訳, 2002, 『韓国の社会福祉』新幹社
- 金秀顯, 2012, 「韓国の民間団体における居住福祉実践の現状と課題」『居住福祉研究』13: 26-38
- 金秀顯, 2010, 「韓国におけるホームレス問題と政策課題」『貧困研究』vol. 4: 5-8
- 金芝姫, 2010, 「韓国ベビーブーム世代女性の離婚」『相関社会科学』20号: 19-36
- 南喆寛, 2012, 「韓国の住宅政策と居住福祉政策」『居住福祉研究』13: 39-49
- 大友信勝編, 2013, 『韓国における新たな自立支援戦略』高菅出版
- 大友芳恵, 2012, 「韓国の自活事業と女性の貧困」『北海道医療大学看護福祉学部紀要』19号: 59-65
- 高安雄一, 2014, 『韓国の社会保障-「低福祉・低負担」社会保障の分析-』学文社
- 渡辺芳, 2010, 『自立の呪縛 ホームレス支援の社会学』新泉社

追記) 本稿は、2012年度国外研究の成果の一部である。関係各位に対し感謝申し上げます。